

設 計 図 書

(起工)

工事 (業務)
番 号

8壱上水第107号

工事 (業務)
名

壱岐市浄水場水質監視計器保守点検業務

工事 (業務)
場 所

壱岐市内浄水場

長崎県壱岐市

壱岐市浄水場水質監視計器保守点検業務仕様書

適用範囲

1. この仕様書は、壱岐市浄水場水質監視計器保守点検業務に適用し、業務の円滑な進捗を図るために、必要な事項を定めることにより、適正な契約の履行を確保するものである。

一般概要

1. この業務は下記浄水場の水質計器が正常に運転できるよう点検を行い、事故を未然に防ぐことを目的とする。
2. 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (1) 業務責任者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
 - (2) 受注者又は業務責任者は、本業務の実施に際しては、適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
3. 受注者は、水道施設構内又はその付近での保守点検作業にあたって、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分留意する。また、点検実施前に、保守点検従事者について保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）を提出すること。
4. 点検業務は指定のあるものを除き年2回行うものとする。また、発注者と密に連絡をとり、運転業務に支障のないよう、日程及び作業手順を打合せし実施すること。
5. 点検作業中に異常等を発見した場合は速やかに発注者に状況を報告し、発注者と打合わせを行い、その指示に従うものとする。尚、早急に修理、部品交換等の必要が生じ発注者から指示があった場合は点検作業と同時に行うものとし、これに要する修理費、交換部品費は別途精算するものとする。
6. 「水質計器保守点検」以外の時に不具合、故障等が生じた場合は発注者と打合せ後、速やかに技術員を派遣し修復作業を行うものとする。この場合も発注者と打合せの上「水質計器保守点検」に振り替える事が出来るものとする。但し、業務実施後の場合、修理費及び部品費は別途精算するものとする。
7. 受注者は、業務が完了した時は、点検報告書を作成し、次の各号の書類を添付して発注者に提出すること。なお、提出部数は1部とする。

①目次、②点検結果総括表（不具合・要望）、③点検表、④点検実施工程表、⑤点検状況写真（不具合箇所が発見された場合は、不具合箇所が分かる写真も添付すること。）⑥その他必要な書類

【保守点検機器】

・郷ノ浦浄水場	濁度計	2台
	PH計	2台
	残留塩素計	1台
	サンプリングポンプ及び配管	
・門野田浄水場	濁度計	2台
	PH計	2台
	残留塩素計	1台
	サンプリングポンプ及び配管	
・新西浄水場	濁度計	2台
	PH計	2台
	残留塩素計	1台
	サンプリングポンプ及び配管	
・芦辺浄水場	濁度計	2台
	PH計	2台
	残留塩素計	1台
	サンプリングポンプ及び配管	
・大山浄水場	濁度計	2台
	PH計	2台
	残留塩素計	2台
	サンプリングポンプ及び配管	
・西崎浄水場	濁度計	1台
	残留塩素計	1台

【保守点検所用時間】

- ・原水濁度計 480分/1台
- ・浄水濁度計 480分/1台

- ・PH計 480分/1台
- ・残留塩素計 480分/1台
- ・サンプリングポンプ及び配管 240分/1式

【保守点検内容】

- ・ 原水及び浄水サンプリングポンプ及び配管の目視点検
- ・ 原水濁度計液槽内部及び脱泡槽の清掃
 - ・ // ゼロチェック
 - ・ // 変換器、洗浄動作及びスパンチェック
- ・ 原水及び浄水 PH 計サンプルライン配管の清掃
 - ・ // 脱泡槽の清掃
 - ・ // ガラス電極及びジャンクションの点検洗浄
 - ・ // センサーホルダーの清掃
 - ・ // KCL の補充
 - ・ // 標準液による指示校正
- ・ 原水及び浄水 PH 計超音波洗浄動作確認
- ・ 浄水濁度計サンプル水の流量確認
 - ・ // 光学計の清掃（年1回実施）
 - ・ // 手動校正
 - ・ // 測定槽及び脱泡槽の清掃（年1回実施）
- ・ 浄水残留塩素計サンプル水の流入確認
 - ・ // ゼロ及びスパン校正
(場内にて使用中の携帯型残留塩素測定器を用いて行う。)
- ・ 浄水残留塩素計測定電極の目視点検
 - ・ // 研磨剤（ガラスビーズ）の有無及び補充
 - ・ // 各槽の清掃